

令和6年12月2日招集の定例県議会  
における追加議案の知事提案説明要旨

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

職員の給与改定につきましては、去る10月17日に、議長及び私に対しまして、県人事委員会から勧告及び報告がございました。

その主な内容は、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げること、期末・勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き上げることなどでございました。

この勧告等の取扱いにつきまして、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置という制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、第156号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第157号議案「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を今回提案することとし、人事委員会の勧告及び報告などを踏まえ、職員の給与の改定等を行うものでございます。

次に、第155号議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）」でございます。

今回の補正予算案は、ただ今、御説明いたしました職員給与の改定等に伴い、不足が見込まれる給与費を計上するものでございます。補正予算額は66億4,482万2千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第3号、そして今回の補正予算第4号を合わせた累計額は、2兆1,361億3,277万4千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。